

個人情報等の秘密は厳守します！

- 国勢調査は、統計法等の規定に基づいて行われ、その規定は調査する人にもされる人にも適用されます。調査を受ける人には回答が義務付けられていますが、その一方で、調査で知り得たことを他に漏らしたりすることは固く禁じられています。
- インターネット回答における通信は暗号化されるとともに、不正アクセスなどの監視を24時間行っています。



「かたり調査」にご注意ください！

- 調査員が世帯を訪問する際は、顔写真を貼付した『国勢調査員証』及び『国勢調査従事者用腕章』を身につけています。国勢調査では収入、預貯金の状況などを聞き出すようなことはありません。近年、国勢調査員を名乗ったかたり調査の被害が多発していますので、十分注意してください。
- 不審に思われる事例が発生した場合は、統合政策課政策推進係までご連絡ください。



よくある質問

Q1 調査に回答しなくてはならないの？

調査票が提出されなかったり、正しく回答されなかったりすると誤った統計になってしまうため、統計法で回答する義務が定められています。

正確な統計をつくるためには、皆さま一人ひとりのご協力が不可欠ですので、国勢調査の趣旨をご理解いただき、ご回答をお願いします。

Q2 マイナンバー（個人番号）があるので、国勢調査はなくても済むのでは？

マイナンバーは、法律で定められた範囲以外での利用・提供が禁止されています。現在、社会保障・税・災害対策の行政手続に限り利用が認められていますので、国勢調査で利用することはできません。

また、マイナンバーは住民基本台帳（住民票）のデータに番号が割り振られることから、限られた人口属性しか得られません。地域の振興計画やまちづくり、福祉対策等の行政施策の基礎資料には、男女、年齢別などの基本事項と組み合わせた就業の状況等の統計が必要となりますので、国勢調査を行う必要があります。

皆様のご理解とご協力を
よろしくお願いいたします



こちらから
アクセスできます



国勢調査オンライン

Q 検索



全国一斉・5年に1度の大調査 国勢調査を実施します

問合せ先 統合政策課政策推進係 ☎22 2 1 2



国勢調査は、10月1日現在で日本国内に住む全ての人と世帯が対象となります。

国の最も重要な調査で、大正9年から原則5年ごとに実施されており、今回の調査で100年目の節目を迎えます。調査結果は、社会福祉、防災対策などの施策の基礎データとして利用されます。

日本の未来を作りあげるため「#みんなの国勢調査」へのご協力をお願いします。

調査項目

1. 世帯員に関する事項（15項目）

- ①氏名 ②男女の別 ③出生の年月 ④世帯主と続柄 ⑤配偶者の有無 ⑥国籍
- ⑦現在の場所に住んでいる期間 ⑧5年前の住居の所在地 ⑨在学・卒業等教育の状況
- ⑩就業状態 ⑪所属の事業所の名称及び事業の種類 ⑫仕事の種類 ⑬従業上の地位
- ⑭従業地又は通学地 ⑮従業地又は通学地までの利用交通手段

2. 世帯に関する事項（4項目）

- ①世帯の種類 ②世帯員の数 ③住居の種類 ④住宅の建て方

調査のながれ

調査書類の配布 9/14（月）～

○調査員が皆さまのお宅を訪問しますが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、原則世帯の方と面会せずに、インターフォン越しに調査の趣旨等の説明をします。

○調査書類は郵便受けやドアポストなどに入れて配布し、訪問時に「世帯主の氏名」や「世帯員の数」をおたずねします。

※対面での説明が必要となる場合は、一定の距離を保ちつつ簡潔に対応します。

インターネットで回答 9/14（月）～10/7（水）

○ご自宅に調査書類が届いたら、回答サイトにアクセスし、画面の案内に沿って、回答してください。

調査票（紙）で回答 10/1（木）～10/7（水）

○インターネット回答が難しい場合は、調査票（紙）を使って回答してください。記入いただいた調査票は郵送での提出にご協力ください。

※10月7日（水）までに回答が確認できない場合は、調査員が回答のお願いに伺います。
※不備があった場合は、内容確認の問合せをさせていただきますので、連絡先の記入を忘れずにお願いします。